

令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、十和田市大字奥瀬又は大字法量（以下「対象地域」という。）における旅行者の長期滞在を推進するため、宿泊施設が行うワーケーション用の宿泊割引について、予算の範囲内で令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者であって、対象地域において宿泊施設を有する又は運営する法人又は個人とする。ただし、一の宿泊施設において交付を受ける者は一の事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 令和2年度の市税等に滞納がある者（ただし、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来した市税について地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定により新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用を受けているものを除く。）
- (3) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に対して他の補助金等を受けている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助事業、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業を行う前に、令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ワーケーション宿泊プラン計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 令和2年度の市税等に滞納がないことを証する書類
- (4) 旅館業法に基づく許可証の写し及び申請書を提出する時点の部屋数がわかる書類等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更申請等)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金事業計画変更(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、事業計画の変更又は事業の中止について承認の可否を決定し、令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金事業計画変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第6号)により補助事業者
に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了し、かつ、経費の支払が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ワーケーション宿泊プラン報告書（様式第8号）
- (2) パンフレット、ホームページの画面の写し等のワーケーション宿泊プランを販売していたことが分かる書類
- (3) 宿帳、OTA販売記録等のワーケーション宿泊プランの販売実績が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金交付金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては、令和3年度十和田市ワーケーション宿泊推進補助金概算払請求書（様式第11号）によらなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第11条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の用途を明らかにしておか

なければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>補助事業者が行うワーケーション宿泊プランの割引であり、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) ワケーション用の宿泊プランであること</p> <p>(2) 2泊以上の連泊プランであること（交付決定日以降にチェックインしたのから令和4年3月1日までにチェックアウトするものに限る。）</p> <p>(3) 1人1泊当たり3,000円以上の割引であること</p> <p>(4) 割引額は割引前の価格の2分の1以内であること</p>	割引額	<p>補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は別表第2に定める上限額のいずれか低い額以内。ただし、1人1泊当たりの補助金の上限額は6,000円とする。</p>

別表第 2（第 3 条関係）

宿泊施設の規模	上限額
51室以上	3,000,000円
11室以上51室未満	500,000円
11室未満	200,000円